

平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について

令和元年9月25日
歌志内市企画財政課

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度 健全化判断比率	—	—	13.7%	—
(参考) 平成29年度健全化判断比率	—	—	12.4%	—
(早期健全化基準)	(15.00%)	(20.00%)	(25.0%)	(350.0%)
(財政再生基準)	(20.00%)	(30.00%)	(35.0%)	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示。

■ 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	(経営健全化基準)
市営公共下水道 特別会計	—	(20.0%)
市営神威岳観光 特別会計	—	(20.0%)
病院事業会計	—	(20.0%)

※ 資金不足比率が算定されない場合は「—」と表示。

【参考資料】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
平成30年度の健全化判断比率並びに資金不足比率について

健全化判断比率

本市の健全化判断比率の各比率については、下記のとおりとなっています。

(1) 実質赤字比率

—

(実質収支比率 8.27%)

※赤字額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等について、平成30年度は実質赤字額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

ア 一般会計等の実質収支

(単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C(A-B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質収支額 E(C-D)
一般会計	4,663,357	4,483,316	180,041	0	180,041
合計	4,663,357	4,483,316	180,041	0	180,041

(単位:千円)

イ 標準財政規模	2,176,438
うち、臨時財政対策債発行可能額	77,653

《算定方法》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{アのE欄合計(※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}} \times 100$$

(2) 連結実質赤字比率

—

(連結実質収支比率 31.89%)

※赤字額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

全ての会計において実質赤字額及び資金不足額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 一般会計等の実質収支額	180,041	(1)アのE欄合計
イ その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の合計(①+②+③+④)	514,125	資金不足がある場合はマイナス計上
① 市営公共下水道特別会計	0	
② 市営神威岳観光特別会計	0	
③ 病院事業会計	510,692	
④ 国民健康保険特別会計	3,401	
⑤ 後期高齢者医療特別会計	32	
ウ 標準財政規模	2,176,438	臨時財政対策債発行可能額を含む

《算定方法》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{ア+イ(※マイナスの場合のみ)}}{\text{ウ}} \times 100$$

(3) 実質公債費比率 13.7% (3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債発行に際し許可が必要になり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

平成20年度において、実質公債費比率が早期健全化基準(25.0%)を上回り「財政健全化団体」に該当しましたが、平成21年度には、分子となる元利償還金や病院事業会計、市営公共下水道特別会計に対する公営企業準元利償還金が減少したことなどから、早期健全化基準を下回る23.3%となりました。

平成23年度には14.5%となり、起債許可団体の基準である18%を下回り、本年度においては元利償還金が減少するものの、充当財源である特定財源が大きく減少したことから13.7%となりました。

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 元利償還金(公債費充当一般財源)	375,184	※繰上償還金を除く
イ 準元利償還金	224,466	公営企業債繰入金 公債費に準じる一部事務組合等負担金 公債費に準じる債務負担行為等
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	332,611	事業費補正、密度補正により算入された額 災害復旧費等に係る額
エ 標準財政規模	2,176,438	臨時財政対策債発行可能額を含む
実質公債費比率(単年度)	14.48287%	H29 15.72037 H28 10.97555

《算定方法》

$$\text{実質公債費比率(単年度)} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - \text{ウ}}{\text{エ} - \text{ウ}} \times 100$$

(4) 将来負担比率

—

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

地方債現在高の減や充当可能な基金残高などにより、実質的な将来負担額がないため、本比率については、該当なしとなっています。

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	3,879,016	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	1,097,625	病院事業会計、市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計の繰入見込額
エ 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	75,487	砂川地区保健衛生組合、中空知広域水道企業団、中・北空知廃棄物処理広域連合
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,424,556	一般会計等対象職員
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	4,831	損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,251,474	財政調整基金、改良・市営住宅敷金基金、歌志内ふるさと応援基金、過疎地域自立促進特別事業基金等
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	640,096	住宅使用料
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	3,288,799	
シ 標準財政規模	2,176,438	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	332,611	

《算定方法》

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}) - (\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ})}{\text{シ} - \text{ス}} \times 100$$

資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、これが生じた場合には資金不足の早期解消を図る必要があります。

全ての公営企業において資金不足額がなかったことから、本比率については該当なしとなっています。

法適用企業(病院事業会計) — (資金剰余比率 137.39%)

※ 資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

ア 資金不足額 (単位:千円)

会計名	流動資産 A	流動負債 B	算入地方債 C	資金不足額又は資金剰余額 D(A-B-C)
病院事業会計	553,584	42,892	0	510,692

※ D欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

※ 流動負債(B欄)は、企業債等を控除した後の額である。

イ 事業の規模 (単位:千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G(E-F)	備考
病院事業会計	371,709	0	371,709	

《算定方法》

$$\text{資金不足比率(法適用)} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G} \times 100$$

法非適用企業(市営公共下水道特別会計) — (資金剰余比率 0.00%)

法非適用企業(市営神威岳観光特別会計) — (資金剰余比率 0.00%)

※ 資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

ア 資金不足額 (単位:千円)

会計名	歳入額 A	歳出額 B	算入地方債 C	資金不足額又は資金剰余額 D(A-B-C)
市営公共下水道特別会計	281,416	281,416	0	0
市営神威岳観光特別会計	33,439	33,439	0	0

※ D欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

イ 事業の規模 (単位:千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G(E-F)	備考
市営公共下水道特別会計	86,025	0	86,025	
市営神威岳観光特別会計	103,617	0	103,617	

《算定方法》

$$\text{資金不足比率(法非適用)} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G} \times 100$$